

# 神鋼環境ソリューション労働組合OB会「あいゆう会」会則

## 第1条(名 称)

この会は、「神鋼環境ソリューション労働組合OB会『あいゆう会』』といい、事務局を神鋼環境ソリューション労働組合内におく。

## 第2条(目 的)

この会は、会員相互の親睦と交流を目的とする。

## 第3条(組 織)

この会は、原則として神鋼環境ソリューション労働組合籍で定年退職をされた方、もしくは定年該当退職者が満60歳に達した方のうち、入会を希望する者でもって組織する

## 第4条(会 合)

この会は、次の会合を置く。

1. 総 会
2. 役員会

## 第5条(総 会)

総会は目的達成に向けての活動を協議する。  
構成については全会員とし、原則として年1回開催する。

## 第6条(役員会)

役員会は総会で決定された活動の細部内容を協議する。  
構成は役員とし、その都度必要に応じて開催する。

## 第7条(役 員)

この会は、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 会 長   | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 会 計   | 1 名 |
| 4. 幹 事   | 若干名 |
| 5. 会計監査  | 2 名 |

## 第8条(役員の任務)

1. 会長は、この会を代表し、一切の業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、この会の経費に関する業務を遂行する。
4. 幹事は、この会の業務を分担し、遂行する。
5. 会計監査は、この会の経費状況を監査し、総会または役員会に報告する。

## 第9条(役員の選出および任期)

役員の選出は総会でおこない、任期は次回総会までとする。  
ただし、再任はさまたげない。  
役員に欠員が生じた場合は、役員会の協議によって補充する。  
ただし、任期は次回総会までとする。

## 第10条(顧 問)

神鋼環境ソリューション労働組合執行委員長をこの会の顧問とし、会の運営について必要に応じ諮問する。

第11条(経 費)

会の運営経費は原則として行事参加者の実費負担と神鋼環境ソリューション労働組合からの補助金で賄う。

なお、補助金の管理については神鋼環境ソリューション労働組合事務局が行う。

第12条(死亡弔慰金)

会員が死亡した場合、弔電および弔慰金給付を行う。

第13条(改 廃)

この会則の改廃については総会でおこなう。

第14条(付 則)

この会則は2010年1月30日より実施する。

2001年 1月27日 一部改定

2004年 2月 8日 一部改定

2010年 1月30日 一部改定